

【注意喚起】

大雪山国立公園における野生動物（ヒグマ等）への 餌付け・接近・つきまといの禁止について

自然公園法（※1）により、国立公園の特別地域内等において、野生動物（鳥類又は哺乳類）に対して、餌を与えること、著しく接近すること、つきまとうことは、規制（※2）されています。 ※1）法第37条第1項（利用のための規制）
※2）法第86条（罰則規定）

<規制対象となる行為>

●「餌を与えること」

- ・野生動物の餌となる食物やゴミ等を与えること、放置すること
（故意でない場合も、餌となることが十分予測し得る場合は対象）

●「著しく接近すること」

- ・距離を縮めること、一定時間、継続的に一定の距離を保つこと

●「つきまとうこと」

- ・野生生物が接近してきた場合に退避行動をとらないこと
- ・野生動物の接近を予想して同一場所にとどまること

【規制理由】

野生動物の人に対する警戒心が低下することで、人等への被害、歩行通行の支障、利用施設の閉鎖など、利用自体が困難となり公園利用上の支障が生じるおそれがあります。

【例】

- ①公園利用者へのつきまとい・威嚇行動・危害
- ②テントサイトへの接近・テント等への接触
- ③公園利用者の荷物（ザック等）の収奪
- ④利用施設周辺に滞留することによる利用施設の閉鎖



野生動物の生態に影響を及ぼすことなく、かつ、国立公園利用の支障を生じさせないよう、十分にご注意をお願いします。